

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
2	2	3	徴収費	172

部局名	市民部
課名	収納課

I : 事業概要

施策事業名	徴税収納管理
事業目的	市税等の納付を推進し、自主財源の確保を図る
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・市税の自主納付の強化と滞納処分の適正な執行 ・収納管理及び納付環境の整備・拡大 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○徴収に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・市税等の徴収（現年・滞納） ・市税等の督促及び滞納処分 ・市税等の執行停止及び不納欠損処分 ・愛知県名古屋東部県税事務所へ職員派遣 ○市税等の収納管理 <ul style="list-style-type: none"> ・市税等の収納管理（現年・滞納） ・地方税共通納税システムによる収納業務 ・市税等の口座振替推進業務 ・還付及び充当事務 ●主な決算の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・督促状や催告状等の郵送料 4,216,971円 ・コンビニ収納事務等の事務手数料 3,061,434円 ・市県民税などの過誤納還付金及び加算金 39,270,600円 ・配当割額・株式等譲渡割額還付金 4,457,964円 ・クレジット収納導入業務委託料 1,023,000円
事業の成果・効果	市税の公平及び公正性から滞納市税の縮減を図るため、肅々と滞納整理を行った。愛知県への職員派遣及び県職員による徴収指導により、困難事案の解決や市県民税を始めとする滞納市税の縮減に取り組んだ。未納者からの納税相談では、生活状況を把握すると共に財産調査に着手し、担税力に応じた納付折衝を行った。特にコロナ禍により納税が困難な者には、徴収猶予の特例制度により納期限の延長を行った。また、令和2年10月から市税等の納付にアプリ決済を導入、令和3年4月から開始のクレジットカード、ペイジー納付の準備を進め、市税等の納付環境の拡大を図り、納税者の利便性の向上に努めた。

II : 個別事業内訳

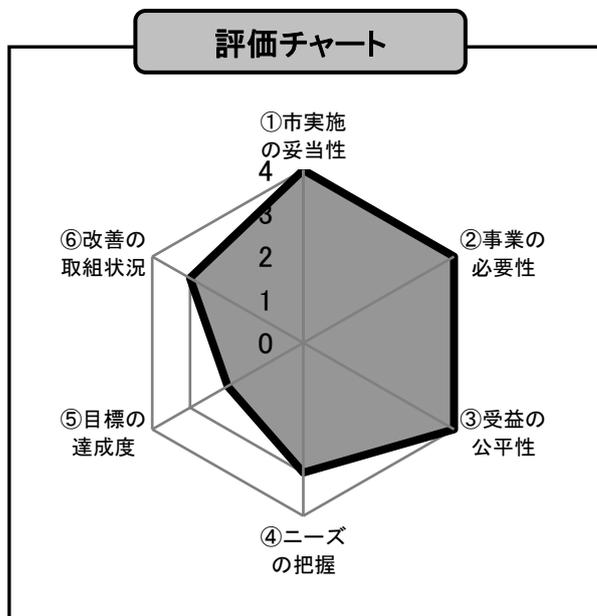
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
徴税収納管理	10,594	0	10,594	100%	4	3	3
過誤納還付金	43,729	0	43,729	100%	4	3	3
市税の納付方法拡大	1,023	0	1,023	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	55,346	0	55,346	100%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		46,469	55,346	48,476
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	46,469	55,346	48,476
一般財源の割合		100%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方自治法第223条及び犬山市税条例第9条において地方税を賦課徴収することが定められており、地方公共団体の長は、賦課徴収するための必要な事項を規則に定め実施する。
②事業の必要性	4	納税義務者から納付される税は、行政サービスを提供するために必要な自主財源で、その確保は不可欠である。
③受益の公平性	4	当市に納付された税金等の履歴が作成されていることにより、納税証明書などが必要な時に発行できるようになっている。また、納税義務者による納付があることで、市全体の市民サービスの質の向上となる事業である。
④ニーズの把握	3	適正に賦課された税を収納管理している。滞納市税に対し、法令に従い滞納処分をしている。
⑤目標の達成度	2	文書催告や電話催告などで自主納付を促すとともに、長期滞納者などを中心に困難案件に滞納処分を積極的に執行したものの、目標収納率を下回った。
⑥改善の取組状況	3	複数の税務証明申請書の書式を統一し利用者の利便性を向上させることができた。市税等のスマホ決済の導入を行い、納付方法の拡大を行った。納税証明等がインターネットで申請できるスマート申請を導入した。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	<ul style="list-style-type: none"> 市税等のアプリ決済を3種類導入した。 県・市税務職員の交流制度を活用した。 新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度を設けた。 RPAを徴収事務に導入した。
令和3年度に見直しを実施している事項	<ul style="list-style-type: none"> 市税等のアプリ決済拡大 クレジット収納導入 時間外相談窓口を市民の希望に沿えるよう第2・第4日曜日以外にも開設を拡大(予約制)
今後見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理の効率的、計画的な実施

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 滞納を長期化、高額化させないための多角的な収納対策 外国人納税者の滞納整理 高齢者の死亡者増加による滞納処分 	<ul style="list-style-type: none"> 先進地を参考に、催告方法や時期などの検討を行い、自主納付へと促す工夫と納税相談の場の提供 納税誠意が見られない場合、早期に滞納処分を断行 庁内関係課との連携、関係団体や事業所に納税啓発の協力依頼 納税義務者の相続及び財産調査を行い、相続人と納付折衝